

公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方に関する方針

1 公設施設の現状と課題

（1）現状

本市においては、これまで民間によるサービス供給を基本としつつ、必要に応じて公設施設の整備（平成4年度から20年度にかけて開設）も行うなど、介護サービス提供体制の充実に取り組んできた。本市が公設で整備した特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等の施設については、指定管理者制度により、民間の社会福祉法人が運営を行っており、良質で安定したサービスが提供されている。

介護保険制度創設当時36施設であった特別養護老人ホームについては、102施設（令和4年1月時点）に増加し、入所の必要性の高い重度の方は、概ね1年以内に入所できるようになるとともに、当時67施設だったデイサービスは432施設（令和4年1月時点）に増加し、平成30年度からはサービス供給量がすでに確保できている地域においては、新たなデイサービスの開設を抑制する取組を開始するまでになっている。

（2）課題

介護保険制度創設当時と比べ、介護サービスのニーズは多様化し、地域によっても事情は異なっている。こうした中、公設の特養やデイサービスは、設置当初から同じ種別の介護サービスを提供し続けているが、指定管理者からは、施設定員やサービス種別などについて、地域ニーズの変化を踏まえたより柔軟な対応が可能となるような仕組みづくりを求める声が上がっている。

2 京都市高齢者施策推進協議会からの提言及び今後の在り方に関する方針

1を踏まえ、公設施設の今後の在り方を検討すべく、本市の附属機関である京都市高齢者施策推進協議会においてご議論のうえ、取りまとめていただいた提言の内容を具体化するため、次のとおり今後の在り方に関する方針を策定する。

＜提言 1＞

公設施設として一定の稼働率があることを考慮すれば、指定管理を基本としつつも、地域の事情、個々の施設の事情は様々であることから、指定管理者が運営法人の裁量で地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供を望んでいる場合は、地元の意向に十分配慮しつつ、民間移管も認めていくべき。

なお、地域の事情等については、長年にわたって地域と良好な関係を築き運営している現指定管理者が最も熟知しているため、現指定管理者の意向を十分に考慮すべき。

＜提言 1 を具体化するための方針＞

（１）指定管理者制度について

今後も指定管理者制度による運営の継続を基本とする。

公設の介護サービス提供施設については、一定の稼働率があり、地域ニーズに見合った介護サービスが提供されているという前提の下で、今後も指定管理者制度による運営の継続を基本とする。

（２）民間移管の考え方について

必要に応じて民間移管を認める。

指定管理者制度による運営の継続を基本とするが、前記 1（２）のような課題を抱える施設も存在する。この課題を解決し、運営法人が地域ニーズの変化を踏まえた、より柔軟な対応が可能となれば、地域ニーズにマッチした介護サービスが提供されることとなり、介護サービス提供体制の更なる充実につながるものと考えられる。

そこで、地域の事情等を最も熟知する指定管理者が、地域ニーズ等の変化によりの的確に対応する必要があるため、地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供（例：建物を買取り、改修して別の介護サービスを提供する施設に転換 等）を望んでおり、本市が相応の理由があると認める場合は、それを実現する手法として、地元の意向に十分配慮しつつ、施設の民間移管も認めていく。

（３）民間移管の手法について

公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施する。

指定管理者が地域ニーズに応じた柔軟なサービスを提供するため、民間移管を望んでいる場合において、指定管理者から書面での申し出があり、本市が相応の理由があると認める場合、民間移管に係る手続きを行う。

なお、民間移管先事業者の選定については、公平性の観点から公募を行うこととし、事業者の質を担保する必要があることから、公募型プロポー

ザル方式（総合評価方式）によることとする。また、地元の意向を尊重するため、審査会には地元代表1名以上を委員とする。

＜提言2＞

例えば、デイサービスのように、民間事業者が多数開設しており、地域において供給過多になっているサービスについては、今後、指定管理者を公募しても応募がなく、また、民間移管も難しい場合が考えられる。この場合は、現指定管理者が利用者に不利益が生じないよう、サービス調整することを前提に、廃止も選択肢の一つとして検討すべき。

＜提言2を具体化するための方針＞

（4）廃止の考え方について

地域の状況により、施設へのニーズが低い場合は廃止を検討する。

個々の地域の状況によっては、現施設で提供するサービスに対するニーズが低下している場合も考えられる。

今後、指定管理者を公募しても応募がなく、再公募を行ってもなお応募がない場合は、現施設で提供するサービスに対する地域ニーズの低下が反映されたものと推察され、さらに、民間移管も難しい場合は、転換が可能な他の介護サービスを含めて地域ニーズが低いと判断できる。

この場合は、利用者に不利益が生じないよう、サービス調整することを前提に、地元の意向に十分配慮しつつ、施設の廃止を検討する。

＜提言3＞

指定管理者が民間移管を希望しても、公設施設は規模が大きな建物が多く、今後の建物、設備、備品等の維持管理に多額の経費が掛かることから、指定管理施設が全体的に厳しい収支状況にある中では、断念せざるを得ないケースが多々あると考えられる。そのため、民間移管に伴う土地・建物の売却・貸付については、福祉サービスの実施等、事業継続を条件として、現状より運営法人の負担が重くなりすぎないように、減額措置を講じるべき。

＜提言3を具体化するための方針＞

（5）民間移管に係る負担軽減の考え方について

ア 売却の場合

不動産鑑定評価においては、建物の老朽化の状況、それに伴い将来的に多額の建物修繕費用が必要であること等、様々な要因が考慮され、不動産鑑定評価額が算定されることを踏まえ、当該評価額を最低売却価格

に設定する。

【土地＋建物の売却額】

不動産鑑定評価額を最低売却価格に設定

【事業継続条件】

10年（本市の承認を得て、他の介護・福祉サービスへの転換は可）

イ 貸付の場合

指定管理施設が全体的に厳しい収支状況にある中では、民間移管後に柔軟なサービス提供が可能になったとしても、軌道に乗せるにはある程度の期間が必要であるため、民間移管後のサービスの収支状況に応じて、貸付料を軽減する経過措置を設ける。

【土地＋建物の貸付料】

（当初5年間（経過措置期間））

納付金相当額＋それを超える収益（※）がある場合は、その1/2を加算

※ 直近3箇年の収支平均額から納付金相当額を上回る額を算出

（6年目以降）

土地＋建物：本市「公有財産の目的外使用、貸付け等マニュアル」に基づき算定する本来の貸付料

【事業継続条件】

5年（本市の承認を得て、他の介護・福祉サービスへの転換は可）